

要 請 書

東京高等裁判所第5刑事部 御中

202 年 月 日

【要請の趣旨】

「三鷹事件」の第4次再審申立について、鉄道専門家の証人尋問を即時実施し、その結果も含め、事実と道理、科学、そして「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、再審開始を速やかに決定されることを要請します。

【要請の理由】

1949年(昭和24年)7月15日、無人電車の暴走により6名の尊い生命が奪われた「三鷹事件」。検察側が主張した「共同謀議」は一審で「空中楼阁」と否定され、竹内景助さん以外の被告は無罪、竹内さんのみ無期懲役とされました。

二審では書面審査のみで竹内さんを無期懲役から死刑とし、最高裁は口頭弁論も行なわず、裁判官15人中8対7で死刑を確定するというアメリカ占領下での異例の裁判進行であったことも忘れてはならないと考えます。

1956年(昭和31年)竹内景助さん本人が申し立てた再審請求は10年間放置され、東京高裁樋口勝裁判長から竹内さん本人の意見を聴きたいと連絡があつて間もなく、1967年(昭和42年)竹内さんは脳腫瘍で獄中死され、再審請求は「終了」とされました。

竹内景助さんの長男の竹内健一郎さんが、2011年(平成23年)11月に第2次再審請求(死後再審)を申し立てましたが、2024(令和6年)4月15日、最高裁判所で特別抗告が棄却され、第2次再審請求も「終了」となりました。2011年から2024年まで13年の年月をかけながら裁判所は一度の事実調べもせず、新証拠・科学的鑑定に真摯に向き合わず、刑事裁判の鉄則も放棄し続けました。

竹内健一郎さんと弁護団は、2024年(令和6年)9月5日、第2車両のパンタグラフが発車時から上がっていたことが明らかに写されている事件当夜の写真、パンタグラフ専門家の鑑定書などの新証拠を基に、東京高等裁判所に第3次再審請求を申し立てました。

竹内景助さんを有罪とする物的証拠は無く、有罪根拠は、供述が7回も変転し任意性・信用性が低く本来なら証拠たりえない「自白」と竹内さんの自宅付近で竹内さんを見たという事件とは直接的関係のない「目撃証言」しかありません。

第3次再審請求審が係属された東京高裁刑事第4部は、三者協議を経て専門家による証人尋問を決定しました。しかし竹内健一郎さんの死去により、第3次再審請求審も「終了」とされました。

親子二代にわたる雪冤のたたかいは、希望の光がさし始めたところで打ち切られてきました。

第1次再審請求から70年、2026年(令和8年)2月4日、竹内景助さんのお孫さんにあたる男性が「祖父の無念を晴らす」決意のもと第4次再審請求を申し立てました。これ以上時間の「浪費」を許さずに早急な訴訟進行を実施することが、司法に対する国民の信頼に応えることにつながります。

貴裁判所におかれては、第3次再審請求審でいったんは決定された鉄道専門家による証人尋問を速やかに行ない、これまで提出されてきた諸証拠に真摯に向き合い、事実と道理、科学、そして「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、早期に再審開始を決定されるよう強く求めます。

「三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会」

〒185-0034 東京都国分寺市光町1-40-12
北多摩西教育会館 2F 日本国民救援会三多摩総支部内
(TEL 042-505-8140・Fax 042-505-8147)

「取扱い団体」

国民救援会愛知県本部
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可



氏 名	住 所